

【第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画】

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅱ 個別の支援（第2章）

施策の方向Ⅱ 55~104

| 事業名 | 推進施策 | 具体的な取組 | 業務の条数 | 再掲 | 事業 | 事業概要 | 平成26年度実施状況 | 平成27年度実施状況 | 平成28年度実施状況 | 平成26年度の達成度 | 平成27年度の達成度 | 平成28年度の達成度 | 3年間の成果と課題 | 3年間の自己評価 | 平成28年度の所管局 | 平成28年度の所管課 |
|-----|------|---|-------|----|--------|--|---|---|--|------------|------------|---|--|------------|----------------------------|------------|
| 55 | (5) | 国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語による情報提供を行うが、外国人母子健康サービス支援等を行うよう努めます。 | 16 | | 外国人市民課 | 川崎市多文化共生社会推進計画に基づき、外国人市民に関する施策等を体系的かつ総合的に推進し、国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう努めます。また、商業の場における外国人母子健康サービス支援等を行うよう努めます。 | 多文化共生社会推進計画に基づく各所管課の施策の実施状況調査及び検証・評価を行いました。また、多文化共生推進委員会による川崎市の多文化共生推進計画の実施状況について評価を行いました。 | 多文化共生社会推進計画に基づく各所管課の施策の実施状況調査及び検証・評価を行いました。また、多文化共生推進委員会による川崎市の多文化共生推進計画の実施状況について評価を行いました。 | 多文化共生社会推進計画に基づく各所管課の施策の実施状況調査及び検証・評価を行いました。また、多文化共生推進委員会による川崎市の多文化共生推進計画の実施状況について評価を行いました。 | 3 | 3 | 3 | ■成果：「国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう」外国人母子健康サービス支援等に関する施策等を体系的かつ総合的に推進した。また、外国人市民課に「やさしい日本語」に関する施策を推進した。 ■「子どもの権利」に関連して、すべての子どもが学習権を保障し、社会に対する少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するなどの、自己の文化や価値観を尊重する権利を推進するため、多文化共生推進計画の推進の推進の基本的方向に位置づけ、施策を推進している。 ■課題：引き続き、多文化共生社会推進計画に基づく各所管課の施策の実施状況調査及び検証・評価を行う。 | C | 市民文化局 | 人権・男女共同参画室 |
| 56 | | 多文化・多言語を配慮した情報提供（やさしい日本語センター・わくわくプラザ） | | | | 多文化・多言語を配慮した情報提供（やさしい日本語センター・わくわくプラザ） | 多文化・多言語を配慮した情報提供（やさしい日本語センター・わくわくプラザ） | 多文化・多言語を配慮した情報提供（やさしい日本語センター・わくわくプラザ） | 多文化・多言語を配慮した情報提供（やさしい日本語センター・わくわくプラザ） | 3 | 3 | 3 | ■成果：「やさしい日本語」等による案内で、外国人利用者にも情報を適切に伝えることができた。 ■「子どもの権利」に関連して、情報を適切に伝えることにより、子どもの権利の尊重に寄与している。 ■課題：引き続き、情報を適切に伝える、国や文化が異なる子どもたちの権利が守られるよう対応していく必要がある。 | C | こども未来室 | 青少年支援室 |
| 57 | | 在日外国人母子健康サービス支援事業 | | | | 外国籍の子が日本人母子と同様にサービスを受けられ、安心して育児ができるよう、外国籍母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣、外国籍親子育児教室を実施している。 | 外国籍親子育児教室を川崎区で6回実施し、（仮参加者27名5名）15名の母子が参加した。また、各区児童課、健康増進センターにおいて外国籍母子健康手帳を配布し、必要に応じて通訳ボランティアを実施した。 | 外国籍親子育児教室を川崎区で実施した。また、各区児童課、健康増進センターにおいて外国籍母子健康手帳を配布し、必要に応じて通訳ボランティアを実施した。 | 3 | 3 | 3 | ■成果：外国籍の母子が日本人母子と同様にサービスを受けられ、安心して育児ができるようになった。外国籍母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣、外国籍親子育児教室を実施した。 ■「子どもの権利」に関連して、本事業により子どもが適度なサービスを受けられることになり、安心して育児ができる環境づくりに貢献している。 ■課題：母子健康サービスに関する印刷物の外国語版を整備していく必要がある。 | C | こども未来室 区役所 | こども保健課 地域まもり支援センター 地域ケア推進室 | |
| 58 | | 多文化・多言語に配慮した情報提供（外国籍） | | | | 外国籍の子どもに対するサービスを受けられ、安心して育児ができるよう、外国籍母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣、外国籍親子育児教室を実施している。 | 外国籍の子どもに対するサービスを受けられ、安心して育児ができるよう、外国籍母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣、外国籍親子育児教室を実施している。 | 外国籍の子どもに対するサービスを受けられ、安心して育児ができるよう、外国籍母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣、外国籍親子育児教室を実施している。 | 3 | 3 | 3 | ■成果：日本語を母語としない保護者への適切な対応と情報提供を行った。 ■「子どもの権利」に関連して、一人一人丁寧に対応することで、安心して育児ができるようになり、保護者支援につながっている。 ■課題：引き続き多言語及びやさしい日本語による広報の充実を図っていく必要がある。 | C | こども未来室 | 運営管理課 | |
| 59 | | 川崎区選区及び期別V字事業 | | | | 日本語に不慣れな子どもや保護者のために、子ども支援関係機関と連携し、通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して適切な支援を行う。 | 子ども支援関係機関からの申請により、通訳及び翻訳を12回実施し、日本語に不慣れな子どもや保護者の自立を促している。 | 子ども支援関係機関からの申請により、通訳及び翻訳を16回の件実施し、日本語に不慣れな子どもや保護者の自立を促している。 | 3 | 3 | 3 | ■成果：通訳及び翻訳のV字事業を継続して実施することで、日本語に不慣れな子どもや、その保護者の育児支援を行い阻害を防止することができた。 ■「子どもの権利」に関連して、日本語に不慣れな子どもが自立し、安心して育児ができるようになり、保護者の支援を行った。 ■課題：年々増加する利用件数に対し、関係機関との情報共有や対応の検討を行うことが必要である。 | C | 川崎区役所 | 地域まもり支援センター 地域ケア推進室 | |
| 60 | | 外国籍等子ども学習支援事業 | | | | 外国籍等の児童・生徒に対して学校の授業に基づき授業や放課後の中で個別指導を行う。また、子ども支援関係機関と連携し、通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して適切な支援を行う。 | 平成26年度については小学生10名、中学生2名の学習支援を行い、関係機関と連携して通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して適切な支援を行った。 | 平成27年度については小学生7名、中学生2名の学習支援を行い、関係機関と連携して通訳や翻訳の必要が生じた場合に、地域の人材を活用して適切な支援を行った。 | 3 | 3 | 3 | ■成果：支援を実施する前には授業で日本語の理解や書かれた内容の読み書きのサポートを必要とするため、日本語の読み書きのサポートを実施した。 ■「子どもの権利」に関連して、多言語の活用が7つの子どもの権利を促進し、支援を実施した。 ■課題：今後学校からの支援の要請に対して、関係機関と連携して、学習活動の効率化を図っていくことが必要である。 | C | 麻生区役所 | 地域まもり支援センター 学校・地域課 | |
| 61 | | 多文化・多言語に配慮した情報提供（学校） | | | | 市内全校級の学校で、学校開校を始めるにあたって、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。 | きめ細やかな指導の一つとして、ルビシロについて説明を行い、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。 | きめ細やかな指導の一つとして、ルビシロについて説明を行い、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。 | 3 | 3 | 3 | ■成果：「外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う」ことにより、外国人保護者の学習意欲を高め、学校生活の充実を図ることができた。 ■「子どもの権利」に関連して、ハンドブックを配布したことにより、外国人保護者に対して、子どもの権利の認知を高めることができた。 ■課題：多言語の翻訳文書の種類を増やして作成し、研修等を通して資料の活用を促進する必要がある。 | C | 教育委員会事務局 | 人権・共生教育担当 | |
| 62 | | 日本語指導等協力者の派遣事業 | | | | 日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導及び学校生活への適応のための支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。 | 日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導及び学校生活への適応のための支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。 | 日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導及び学校生活への適応のための支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。また、外国人保護者に対する日本語の学習支援を行う。 | 3 | 3 | 3 | ■成果：各区教育担当とも連携し、より多くの教育機関を実施できた。また、運動に日本語指導等協力者の派遣を行うことができた。 ■「子どもの権利」に関連して、児童生徒の問題が顕在化する日本語指導等協力者を派遣することで、子どもたちの文化的背景も配慮した適切な指導や日本語の指導を行うことができた。 ■課題：日本語指導が必要な児童生徒の急激な増加により、児童生徒一人一人に対して十分な支援が、必要であった。今後とも適切な指導や日本語の指導を行うことが必要である。 | C | 教育委員会事務局 | 総合教育センター カリキュラムセンター | |
| 63 | | 性的マイノリティへの支援事業 | | | | 性的マイノリティへの支援事業 | 性的マイノリティへの支援事業 | 性的マイノリティへの支援事業 | 性的マイノリティへの支援事業 | 3 | 3 | 3 | ■成果：「性的マイノリティ」に関する施策を推進し、性的マイノリティの権利を保障する。また、性的マイノリティの権利を保障する。また、性的マイノリティの権利を保障する。 ■「子どもの権利」に関連して、性的マイノリティの権利を保障する。また、性的マイノリティの権利を保障する。また、性的マイノリティの権利を保障する。 ■課題：必要な子どもに必要な情報が手に入る環境の工夫が必要な関係団体との連携が課題である。 | B | 市民文化局 | 人権・男女共同参画室 |
| 64 | | 男女平等教育参画資料の作成 | | | | 男女平等教育参画資料の作成 | 男女平等教育参画資料の作成 | 男女平等教育参画資料の作成 | 男女平等教育参画資料の作成 | 3 | 3 | 3 | ■成果：アンケートの結果から、性別役割分担意識が固定化する前、性別にわたることなく生き方の選択ができることをイラストを用いて発信することで、性別役割分担意識を減らすことができた。 ■「子どもの権利」に関連して、教育関係者に「子どもの権利」に関する事例」等の情報発信に係る関係者を掲載した。 ■課題：成果の一つ、小学校3年生には男女平等の理解が難しい、他の年齢層と内容を調整することの必要もあり、掲載内容についてさらにアンケートを通じて利用する教員の実情を確認する必要がある。 | C | 市民文化局 | 人権・男女共同参画室 |

各年度達成度＝1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価＝A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:目標をほぼ達成 D:目標を下回った E:事業が廃止

| 事業名 | 推進施策 | 具体的な取組 | 条例の条数 | 再掲 | 事業 | 事業概要 | 平成26年度実施状況 | 平成26年度の達成度 | 平成27年度実施状況 | 平成27年度の達成度 | 平成28年度実施状況 | 平成28年度の達成度 | 3年間の成果と課題 | 3年間の自己評価 | 平成28年度の所管局 | 平成28年度の所管課 |
|-----|------|---|-------|----|---|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|---|----------|------------|--------------------------|
| 76 | (5) | 身体障害や知的障害、発達障害をはじめとする障害等による希望や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや障害等に対する相談事業や社会復帰に向けた支援等、必要な支援を行うよう努めます。 | 16 | | 障害者総合支援法等に基づくサービスの提供など、障害を持った子どもが豊かな地域生活を営めることによる支援を行います。 | 障害者総合支援法に基づくサービス提供など、障害を持った子どもが豊かな地域生活を営めることによる支援を行います。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：在宅で生活している障害を持った子どもが豊かな地域生活を営めるよう支援を行った。 ■「子どもの権利」に関連して、障害を持った子どもの状況に応じて、ふさわしいサービスを提供した。 ■課題：サービスの充実を行う必要がある。 | C | 健康福祉局 | 障害計画課 |
| 77 | | 障害への理解を促すための啓発、広報 | 100 | | 「第3次わかさきノーマライゼーションプラン」「第4次わかさきノーマライゼーションプラン」の推進、周知等により、障害者と障害児に対する偏見を減らし、障害者や障害児の権利を擁護するための啓発、広報を行う。 | 「第3次わかさきノーマライゼーションプラン」「第4次わかさきノーマライゼーションプラン」の推進、周知等により、障害者と障害児に対する偏見を減らし、障害者や障害児の権利を擁護するための啓発、広報を行う。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：障害者差別解消法の施行に伴い、市民の方に対し、市政のため、ホームページ、リーフレット等を活用して広報を行った。 ■「子どもの権利」に関連して、障害者差別解消法により障害を持った子どもが差別を受けず、安心して生活できるように啓発を行った。 ■課題：今後とも、障害者差別解消法の趣旨である「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」の推進を目指し、啓発活動に努める必要がある。 | C | 健康福祉局 | 障害計画課 |
| 78 | | 精神衛生外来診療 | | | 発達障害、自閉症、不登校などの心身障害児を診察するだけでなく、カウンセリングを行う広域化の緩和を図る。 | 月に3～5回の診察で、平成26年4月から平成27年3月までの1年間で、延べ180人の患者（月平均15人）のカウンセリングを行った。平成27年度の1年間で延べ172人あり、対応患者数は概数だが増加したと考えられる。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：月平均14～15人のカウンセリングを継続して行った。 ■「子どもの権利」に関連して、本事業により、個別の必要に応じて支援を行う権利が促進された。 ■課題：担当者の人材確保が困難である。置けば他院への入院も視野に入れ外来診療している状況である。 | C | 病院局 | 川崎病院（リハビリ・産婦科課） |
| 79 | | 発達に課題のある未成年児への支援事業 | 200 | | 発達に課題のある未成年児への支援と、保護者に対する講座等を実施し、子育て支援を行う。 | 「子どもの力を育てるために」を8回開催し、成長発達に関する学習会や、親子ふれあい遊びを実施し、子どもの発達に悩む保護者を支援した。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■「子どもの力を育てるために」を8回開催し、成長発達に関する学習会や、親子ふれあい遊びを実施し、子どもの発達に悩む保護者を支援した。 ■「子どもの力を育てるために」を8回開催し、成長発達に関する学習会や、親子ふれあい遊びを実施し、子どもの発達に悩む保護者を支援した。 | C | 川崎市役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 80 | | 子どもの発達支援事業（学区） | 200 | | 子どもの発達支援を行っている関係機関や支援団体で構成する、校区ごとき連帯支援ネットワーク協議会の設置や、校区ごとの発達支援のPDで、関係機関について情報交換や連携の促進を図る。 | 子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体で構成する、校区ごとき連帯支援ネットワーク協議会の設置や、校区ごとの発達支援のPDを実施し、校区ごとの関係機関や支援団体について情報交換や連携の促進を図った。また、校区ごとの発達支援のPDを実施し、校区ごとの関係機関や支援団体について情報交換や連携の促進を図った。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：子育て支援に関する学習会やリトミックを実施し、子どもが情緒的に成長できるように努めた。 ■「子どもの権利」に関連して、発達に課題のある子どもや保護者に対して、発達に課題のある子どもが安心して生活できるように支援を行った。 ■課題：子どもの発達に悩む保護者に対する、効果的な情報が少ない。 | C | 学区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 81 | | 子どもの発達支援事業（中継区） | 200 | | 「子どもの発達支援検討会」を3回開催し、各機関の連携を図る。 | 「子どもの発達支援検討会」を3回開催し、各機関の連携を図る。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：幼児・児童の発達支援に関する関係機関間で連携を共有することになり、自らの力量における支援モデルの向上、各機関への働きかけや連携の仕組みについてよりよい機会となった。 ■「子どもの権利」に関連して、保護者支援事業として、発達支援に関するセミナーを開催し、発達に課題のある子どもが安心して生活できるように努めた。 ■課題：発達支援の関係者ネットワークとしての検討と、保護者支援のためのセミナーの開催により、課題の共有と検討を続ける必要がある。 | C | 中継区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 82 | | 幼児の発達支援事業（多摩） | 200 | | 1歳半と3歳児健診後のフォローアップ（各グループ年12回実施）と3歳児健診後のフォローアップ（各グループ年3回実施）を実施し、発達支援と保護者の負担の軽減を行った。 | 1歳半と3歳児健診後のフォローアップ（各グループ2回実施）と3歳児健診後のフォローアップ（各グループ3回実施）を実施し、発達支援と保護者の負担の軽減を行った。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：集団支援と個別支援を行い、子どもの発達支援と保護者の負担の軽減を行うことで、子どもの権利を確保することができた。 ■「子どもの権利」に関連して、子どもの特性に合わせた支援を行うことで、個性が尊重され、健全な成長を促進される権利が促進された。 ■課題：子どもの権利尊重のため、今後も子どもの発達と保護者の育児を支える支援体制を構築し、継続していく。 | C | 多摩区役所 | 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当 |
| 83 | | 心の健康相談支援事業 | 200 | | 学校から、心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒の理解や対応についての相談を受け、精神科医が学校の現場から直接的に支援を行うことで連携を図ること。また、事例検討やシンポジウムなどの機会により、学校・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。連携活動の連携については、川崎市教育支援センター各団体の連携を図ること。また、事例検討やシンポジウムなどの機会により、学校・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。 | 学校から、心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒の理解や対応についての相談を受け、精神科医が学校の現場から直接的に支援を行うことで連携を図ること。また、事例検討やシンポジウムなどの機会により、学校・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒の理解や対応について、精神科医が学校の現場から直接的に支援を行うことで連携を図ること。また、事例検討やシンポジウムなどの機会により、学校・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。 ■「子どもの権利」に関連して、心の健康に起因する問題を抱えた児童生徒等に対する適切な支援を通じて、健全な成長が促進された。 ■課題：他事業との連携について検討を行う必要がある。 | C | 教育委員会事務局 | 健康教育課 |
| 84 | | 特別支援学校と特別支援学校との相互交流 | 200 | | 一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学校間の相互交流や、特別支援学校と通常の学校の交流、あるは特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地の学校との交流を推進する。 | 一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学校間の相互交流や、特別支援学校と通常の学校の交流、あるは特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地の学校との交流を推進する。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：交流及び共同学習に関する推進公開を行い、障害のある子どもも通常の学校に通学し、主体的に学ぶ機会を創出し、安心できる教育を行った。 ■「子どもの権利」に関連して、互いの違いを認め合い、尊重するという姿勢が芽生えられた。 ■課題：この成果を多くの学校に公開するとともに、共に学び合う機会の創出を図る。 | C | 教育委員会事務局 | 指導課 |
| 85 | | 特別支援教育体制の構築 | 200 | | 本年度は新たに特別支援教育コーディネーターに指名された教職員の研修を実施し、7月10日～11日（2日間）に対して研修を実施した。また、特別支援教育コーディネーターに対して研修を実施し、また、特別支援教育コーディネーターに対して研修を実施し、また、特別支援教育コーディネーターに対して研修を実施した。 | 本年度は新たに特別支援教育コーディネーターに指名された教職員の研修を実施し、7月10日～11日（2日間）に対して研修を実施した。また、特別支援教育コーディネーターに対して研修を実施し、また、特別支援教育コーディネーターに対して研修を実施した。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：特別支援教育体制の充実を目的とする各事業の取組を進めることで、学校において支援を必要とする児童生徒の理解や、個別の状況に応じた支援の提供が実現した。発達支援に対する理解を深め、また、事例検討やシンポジウムなどの機会により、学校・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。 ■「子どもの権利」に関連して、学校としての支援の充実が図られた。 ■課題：必要な時に必要な支援（合理的配慮の提供）が、さらにスムーズに提供されていく体制づくりが今後の課題となる。 | C | 教育委員会事務局 | 総合教育センター 特別支援教育センター |
| 86 | | 冊子「ふれあいわかさき福祉」発行 | 200 | | 市民への障害福祉サービスの情報提供のため、各区保健福祉センター等で配布する冊子14,000冊を作成した。また、掲載内容をホームページで公開し、ホームページを作成した。 | 市民への障害福祉サービスの情報提供のため、各区保健福祉センター等で配布する冊子14,000冊を作成した。また、掲載内容をホームページで公開し、ホームページを作成した。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ■成果：冊子を作成し、市民への障害福祉サービスの情報提供を行った。 ■「子どもの権利」に関連して、障害を持った子どもそれぞれの状況に応じた必要な障害福祉サービスの情報提供を行った。 ■課題：今後とも、状況に応じた障害福祉サービスの情報の提供に努める必要がある。 | C | 健康福祉局 | 障害計画課 |

| 事業No | 推進 施策 | 具体的な取組 | 条例の 条数 | 再掲 | 事業 | 事業概要 | 平成26年度実施状況 | 平成26年度 の達成度 | 平成27年度実施状況 | 平成27年度 の達成度 | 平成27年度 の達成度 | 平成28年度実施状況 | 平成28年度 の達成度 | 3年間の成果と課題 | 3年間の自己評 価 | 平成28年度 の所管局 | 平成28年度 の所管課 |
|------|----------|--|-----------|----|---|--|---|---|--|---|--|---|---|--|----------------------------------|------------------------------------|----------------|
| 98 | (5) | 児童養護施設等に 入所する子どもへの 子どもの権利ノート の配布等による情報 提供や、不登校の子 どもの個別指導教 室等、必要な支援を 行うよう努めます。 | 16条 | | 教育相談員・メンタ ルフレンド | 川崎市通称指導教室(ゆうゆう広場)で は、指導相談員によるカウンセリング 等を中心に、主に心理学習や大学生や、大 学生をメンタルフレンドと採用し、通称 指導教室での個別指導、活動相手になっ てもらっている。 | 平成26年度は25名のメンタルフレンドが6 箇所の通称指導教室で活動し、通称指導 教室の安定した活動に対して大きく貢献 した。 | 3 | 平成26年度は24名のメンタルフレンドが6 箇所の通称指導教室で活動し、通称指導 教室の安定した活動に対して大きく貢献 した。 | 3 | 平成28年度は12名のメンタルフレンドが、6箇所の通 称指導教室で活動する子どもと向きあ った活動を行い、安心した通称指導教室 の安定した活動に対して大きく貢献した。 | 3 | ■成果：通称指導教室の安定した活動に貢献した。 ■「子どもの権利」に関連して：通称指導教室が安心して通 じられるよう、寄り添いながら対応することができた。 ■課題：メンタルフレンドの人数を確保する必要がある。 | C | 教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター | | |
| 99 | (6) | ① 外国籍や障害など 様々な状況に置かれ ている子どもがそれ ぞれ尊重されるよう 市民に対する啓発を 行います。また、い じめや不登校の未然 防止のための「かわ きき共生＊共育プロ グラム」などによる 、学校での教育を 推進します。 | | | 多文化共生についての 理解を進めるための啓 発、広報 | 「川崎市多文化共生社会推進指針」の 周知及び指針に基づく施策の推進によ り、外国籍及び日本国籍でも外国文化を 背景に持つ子どもやその家族が地域社会 を構成するかけがえのない一員であること の理解を進めるため、「川崎市多文化共生 社会推進指針」の周知及び指針に基づく 施策を実施した。 | 広く市民を対象にした人権関係講演会や、イ ベント等において指針の概要版パンフレットを 配布したり、指針を紹介するパネル表示を行っ た。 | 3 | 市民が多く集まるインターナショナルフェ スティバルのかわきき市民祭りにおいて、指針を 紹介するパネル表示を行うとともに、子ども 向けに多文化共生について理解を深めるた めの催しを実施した。 | 3 | 市民が多く集まるインターナショナルフェ スティバルやかわきき市民祭りにおいて、指針を 紹介するパネル表示を行うとともに、子 ども向けに多文化共生について理解を深 めるための催しを実施した。 | 3 | ■成果：外国籍及び日本国籍でも外国文化を背景に持つ子どもやそ の家族が地域社会を構成するかけがえのない一員であることにつ いての理解を進めるため、「川崎市多文化共生社会推進指針」の周知 及び指針に基づく施策を実施した。 ■「子どもの権利」に関連して：インターナショナルフェスティバルや かわきき市民祭りにおいて、指針を紹介するパネル表示を行 うとともに、子ども向けに多文化共生について理解を深めるた めの催しを実施した。 ■課題：引き続き、イベント等市民が多く集まる機会を利用して指針の紹 介を行う。 | C | 市民文化局 | 人権・男女共同参画室 | |
| 100 | | | | | 障害者差別解消法 の啓発、広報 | 「第3次かわききノーマライゼーション プラン」(「第4次かわききノーマライ ゼーションプラン」の推進、周知等)に より、障害者と障害者への理解を進める ための啓発、広報等を行う。 | 「第3次かわききノーマライゼーション プラン」に基づき、障害者差別に関する 行事や研修等を中心に市民に呼びかける 場及び啓発活動を行った。また、「第 4次かわききノーマライゼーション プラン」においても、障害者に対する理 解を進めるための市民への啓発、普及を 施策実施として進めた。 | 3 | 「第4次かわききノーマライゼーション プラン」に基づき、障害者差別に関する 行事や研修等を中心に市民に呼びかける 場及び啓発活動を行った。 | 3 | 「第4次かわききノーマライゼーション プラン」や差別 解消法の施行に基づき、ホームページ やリーフレット等を活用して広報を行 った。また、10月1日～12月31日の 障害者週間、12月4日の障害者週間 のついでに、市民の福祉について市民 に呼びかける場及び啓発活動を行った。 | 3 | ■成果：障害者差別解消法の施行に伴い、市民の方々に、市政 たより、ホームページ、リーフレット等を活用して広報を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：障害者差別解消法により障害者 に対する子どもが差別を受けない、安心して生活できるよう活動 を行った。 ■課題：今後とも、障害者差別解消法の趣旨である「不当な差別的 取扱いの防止」及び「合理的配慮の提供」の推進を自覚し、啓発活 動に努める必要がある。 | C | 健康福祉局 障害計画課 | | |
| 101 | | | | | 多文化共生教育「民 族文化講座」の 実施 | 異なる文化をもつ地域の外国人市民等 を「民族文化講座」として実施すること により、日本人児童生徒と外国人児童 生徒の間に、互いの文化を尊重しあ い、共生を図る機会を創出する。 | 計画通り「民族文化講座」を市立小・中・高 等学校、特別支援学校に実施した。また、内容 の充実をめざし、年度末に、民族文化講座と市 立学校の教員を対象とした、事業実施の 情報交換会を交流会を開催した。情報交 換会を行う等工夫し子どもたちの発達に 合わせた事例の共有が行われるよう工夫 した。 | 3 | 計画通り「民族文化講座」を市立小・中 等学校、特別支援学校に実施した。また、内容 の充実をめざし、年度末に、民族文化講座と市 立学校の教員を対象とした、事業実施の 情報交換会を交流会を開催した。情報交 換会を行う等工夫し子どもたちの発達に 合わせた事例の共有が行われるよう工夫 した。 | 3 | 計画通り「民族文化講座」を市立小・中 等学校に実施した。また、内容の充実 をめざし、年度末に、全ての学校の 市立学校の教員を対象とした、事業実施 の情報交換会を開催した。情報交換会 を行う等工夫し子どもたちの発達に 合わせた事例の共有が行われるよう工夫 した。 | 3 | ■成果：「民族文化講座」を市立小・中 等学校に実施したことにより、体 験を通して多文化共生の必要性の理 解を深めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子 どもたちの大切な7つの権利を、 体験活動を通して学べるようにした。 ■課題：多文化共生をめざす教育の一 環として、事業内容の充実に向け て、今後も継続して取り組んでい く必要がある。 | C | 教育委員会事務局 人権・共生教育担当 | | |
| 102 | | | | | 市の公立学校でいじめ、不登校の未然 防止プログラム「かわきき共生＊共 育プログラム」を実施し、自分の権利 や他者の権利について理解し、自 身の人間関係を築く方法、ルール など、集団形成のためのスキルを 学び、集団づくりを促進する。 | 4月、8月、9月に教育委員会にお いて、各学校の担当者向けに研 修を行った。また、学校の 要請により、29校へ校内研修の講師 として、指導主事を派遣した。 | 4月、8月に教育委員会において、各 学校の担当者向けに研修を行った。学 校からの要請により、29校へ校内 研修の講師として指導主事を派遣し 、啓発の継続に努めた。 | 3 | 4月、8月に教育委員会において、各 学校の担当者向けに研修を行った。学 校からの要請により、29校へ校内 研修の講師として指導主事を派遣し 、啓発の継続に努めた。 児童生徒の社会的向上をさらに促進 するため、年間4回の市立児童生徒 の発達に関する調査を実施し、研 究に基づき目的としたエ キサイトプログラムの開発と見直しに 取り組んだ。 | 3 | ■成果：担当者向けに研修や学校要 請による研修等を通じて、各学 校に即ち、かわきき共生＊共育 プログラムの普及と定着を図るこ とができた。 ■「子どもの権利」に関連して：かわ きき共生＊共育プログラムには、 「個性の違いを認められる」こと や「自分を表現し、その意見を 尊重され、発言することができ る」子どもたちの権利について エキサイトプログラムが盛り込ま れており、児童生徒はこれら大切 な権利を体系的に学ぶことが できた。 ■課題：児童生徒の社会的向上を さらに促進するため、より児童 生徒の発達に合わせたエキサイ トプログラムの開発やその周知、 また学校の特色に合わせた研 修が必要であると考えた。 | C | 教育委員会事務局 教育改善推進担当 | | | | |
| 103 | | | | | 平和・人権学習 | 教育文化会館・市民館において、共 に生きる地域社会の創造をめざして、平 和や人権の尊重、子どもの権利に 関する学習事業を実施する。 | 戦争、障害、食の安全、子どもの権利 などのテーマで、教育文化会館・市 民館において、平和・人権に関する 講座を13講座開催した。 | 戦争、障害、食の安全、子どもの権利 などのテーマで、教育文化会館・市 民館において、平和・人権に関する 講座を13講座開催した。 | 3 | 戦争、障害、食の安全、子どもの権利 などのテーマで、教育文化会館・市 民館において、平和・人権に関する 講座を13講座開催した。 | 3 | 戦争、障害、食の安全、子どもの権利 などのテーマで、教育文化会館・市 民館において、平和・人権に関する 講座を13講座開催した。 | 3 | ■成果：子どもを考えた人権の尊重 に関する学習を行い、共に生きる 地域社会の創造に努めた。 ■「子どもの権利」に関連して：子 どもの権利条約の存在を知って もらい、子どもの人権について考 えるような学習プログラムを設 けた。 ■課題：引き続き、平和や人権等 に関する様々なテーマを取り上げ ていく必要がある。 | C | 教育委員会事務局 生涯学習推進課 | |
| 104 | | | | | 民族学校に通う子 どもの交流の促進 | 全道在日朝鮮学生芸術展及び神奈川 県下6校の在日朝鮮学生芸術展に、川 崎市立小・中・高・特 別支援学校の児童生徒の作品を 出品展示し、広く市民に公開して、 児童生徒の国際交流を促進する。同 時、国際交流を促進すること、国際 教育活動の振興を図る。 | 全道在日朝鮮学生芸術展及び神奈川 県下6校の在日朝鮮学生芸術展に、川 崎市立小・中・高・特 別支援学校の児童生徒の作品を 出品展示し、広く市民に公開して、 児童生徒の国際交流を促進する。同 時、国際交流を促進すること、国際 教育活動の振興を図る。最終日には 発表賞ももたらす機会を開催した。 | 在日朝鮮学生芸術展(3歳児から高 校生までの作品)及び神奈川県下 6校の在日朝鮮学校の朝鮮学校の 朝鮮学校の児童生徒の作品と、川 崎市立小・中・高・特 別支援学校の児童生徒の作品を 出品展示し、広く市民に公開して、 児童生徒の国際交流を促進する。同 時、国際交流を促進すること、国際 教育活動の振興を図る。最終日には 発表賞ももたらす機会を開催した。 | 3 | 在日朝鮮学生芸術展(3歳児から高 校生までの作品)及び神奈川県下 6校の在日朝鮮学校の朝鮮学校の 朝鮮学校の児童生徒の作品と、川 崎市立小・中・高・特 別支援学校の児童生徒の作品を 出品展示し、広く市民に公開して、 児童生徒の国際交流を促進する。同 時、国際交流を促進すること、国際 教育活動の振興を図る。最終日には 発表賞ももたらす機会を開催した。 | 3 | 在日朝鮮学生芸術展(3歳児から高 校生までの作品)及び神奈川県下 6校の在日朝鮮学校の朝鮮学校の 朝鮮学校の児童生徒の作品と、川 崎市立小・中・高・特 別支援学校の児童生徒の作品を 出品展示し、広く市民に公開して、 児童生徒の国際交流を促進する。同 時、国際交流を促進すること、国際 教育活動の振興を図る。最終日には 発表賞ももたらす機会を開催した。 | 3 | ■成果：本展覧会が継続的に 行われることによって、周 辺の児童生徒の作品を通じた 文化交流が定着してきてきた。 ■「子どもの権利」に関連して：同 展覧会を通じて、国際交 流の促進を図ることができ ている。また、国際交 流の促進を図るためのエ キサイトプログラムを開 発し、児童生徒の国際交 流を促進すること、国際 教育活動の振興を図る。最終 日には発表賞ももたらす 機会を開催した。 ■課題：より本展覧会を市民に 広げるため、ポスターやチラシ などを使った広報活動が必要 である。 | C | 教育委員会事務局 総合教育センター カリキュラムセンター | |